

議案第159号

川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

	管理を行わせる施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
		住 所	名称及び代表者名	
1	川崎市堤根余熱利用市民施設 川崎市川崎区堤根73番地1	川崎市幸区堀川町580番地	株式会社明治スポーツプラザ 代表取締役 石原良太郎	平成21年4月1日から 平成26年3月31日まで
2	川崎市王禅寺余熱利用市民施設 川崎市麻生区王禅寺1321番	同	同	同

参考資料

株式会社明治スポーツプラザの概要

設 立	平成2年7月
資本の額	9,000万円
従業員数	111名
目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場などのスポーツ施設・レジャー施設の運営 (2) スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務 (3) スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 (4) 食堂喫茶の経営 (5) 各種菓子および牛乳、乳製品、清涼飲料水などの食料品の販売 (6) スポーツ用品、旅行用バッグなどのレジャー用品、書籍、日用雑貨の販売 (7) その他
事業実績	(1) 横浜市高齢者保養施設ふれーゆ指定管理者 (2) マリンスパあたみ指定管理者 (3) 川崎市幸スポーツセンター指定管理者 (4) 川崎市石川記念武道館指定管理者